

## 自賠責保険における高次脳機能障害認定システム検討委員会報告書（平成 30 年 5 月）の概要

自賠責保険における高次脳機能障害に関する後遺障害認定については、平成 12 年に専門医等による検討委員会を自動車保険料率算定会（現在の損害保険料率算出機構）に設置して認定システムを確立したのち、平成 15 年、平成 19 年、平成 23 年にも検討委員会によるフォローアップによって認定システムの充実を図り、今日に至っています。

平成 29 年 10 月、国土交通省から当機構に対し、前回の見直しから 6 年以上が経過していることに鑑み、交通事故による被害者保護の更なる見直しが必要であることから、専門委員会を設置し、現行システムに係る問題点等について専門家の幅広い意見を踏まえて、損害賠償の保障の充実に資するよう指示がありました。

これを受け、平成 29 年 11 月から計 9 回の検討委員会を開催し、平成 30 年 5 月 31 日、取りまとめた報告書を当機構から国土交通省に提出しました。

平成 30 年 7 月 1 日から、以下の検討結果に則った高次脳機能障害認定システムの運用を開始します。

### <検討結果の概要>

平成 23 年以降、労災保険においては、画像所見が認められない症例であって、MTBI（軽度外傷性脳損傷）に該当する受傷時に意識障害が軽度であるものにあっても、高次脳機能障害を残す可能性について考慮する必要がある旨の通達が厚生労働省から発出されており、自賠責保険においても、高次脳機能障害への適切な対応にかかる通達文書が国土交通省から発出され、適切な対応を図ってきたところです。このような厚生労働省の通達等を踏まえ、検討委員会においては、画像所見が明らかではない事案における障害評価を第一義的な論点と位置づけ、画像検査の現状も踏まえつつ、現行の認定システムについて見直すべき点はないかを確認することとしました。

なお、検討委員会の整理の前提として、労災認定基準に準じている自賠責保険としては、高次脳機能障害の等級認定にあたって、脳の器質的損傷（脳外傷）の存在が必要となることを確認しています。

外部専門家の意見陳述、委員の意見発表、文献のレビュー等を踏まえ、検討した結果取りまとめた報告書の主なポイントは以下のとおりです。

#### (1) 画像所見が明らかではない事案における障害評価

脳の器質的損傷を裏付ける画像検査としては、現状においても CT、MRI が有用であることを確認しました。特に MRI における T2 スター強調画像、磁化率強調画像(SWI)については、微細な出血痕等を描出することができる撮像方法として期待されています。これらの画像については、急性期から慢性期にかけての所見の経過を的確に把握するため、経時的な撮影および撮影画像の入手が重要とされています。

また、拡散テンソル画像、fMRI、MR スペクトロスコーピー、SPECT、PET 等については、依然として、脳損傷の有無、認知・行動面の症状と脳損傷の因果関係あるいは障害程度を確定的に示すことはできず、補助的な検査所見にとどまるものとされました。

画像所見が明らかではない事案のうち、軽度の意識障害が認められる場合には、MTBI と診断されている症例も存在します。MTBI に関しては、平成 23 年の検討委員会以降の系統的文献レビューに関する考察等も含め検討を行った結果、WHO の共同特別専門委員会による MTBI の定義を自賠責保険における後遺障害認定の基準とすることは適切でなく、MTBI の定義に該当することのみをもって高次脳機能障害に該

当すると判断することはできないことから、引き続き慎重に検討していくことが必要との結論に至りました。これは、そもそも MTBI の定義は論文集約のために設けられた基準であり、脳に器質的損傷が生じていない場合の症状も含むものであること、また、MTBI 後に認められる症状は中長期的には消失するものであり、症状の遷延には心理社会的因子の影響があると報告されていることによります。

脳外傷による高次脳機能障害の症状を医学的に判断するためには、画像所見のほか、意識障害の有無・程度・持続時間、神経症状の経過、認知機能を評価するための神経心理学的検査が重要であり、脳外傷による高次脳機能障害の有無については、これらの結果を総合的に勘案したうえで判断することが重要であることが確認されました。また、画像所見が明らかではない事案について、脳の機能的障害が生じていることを示す1つの指標である意識障害の程度別に検討を行い、脳外傷による高次脳機能障害が生じているか否かを慎重に審査していくうえでの、それぞれのケースにおける画像所見以外の臨床所見（意識障害・症状経過など）の評価を確認しました。

## (2) 現行の認定システムの充実

### ①審査の対象とする要件の明確化

ア. 更なる被害者保護を図るため、画像所見が認められなくても MTBI、軽度外傷性脳損傷の診断がなされている事案について、高次脳機能障害事案としての審査の対象から漏れることがないように、審査対象を選別する要件の文言を修正します（要件上、「MTBI、軽度外傷性脳損傷等の診断名」についての扱いを明記することにより、自賠責保険実務における更なる注意喚起を図ります。）。

イ. MRI、CT 等の画像所見が認められず、MTBI、軽度外傷性脳損傷の診断がなされている事案については、労災保険での取り扱いと同様、損保料率機構の本部において慎重に審査・認定を行います。

### ②調査内容の充実

画像所見が明らかではない事案の審査にあたっては、受傷時以降の意識障害の有無・程度・持続時間や、症状の発現時期・経過等を適切に把握することが重要であることから、照会様式の一部見直しを行い、より詳細な画像所見以外の臨床所見の収集に努めます。